

命 令 書

申立人	郵政弘済会労働組合
申立人	郵政弘済会労働組合札幌支部
申立人	A 1
被申立人	財団法人郵政弘済会
被申立人	財団法人郵政弘済会北海道地方本部

主 文

- 1 被申立人らは、申立人A 1に対する昭和54年6月5日付けの懲戒解雇処分及び同年4月1日付けの配置転換命令を取り消し、同人を原職に復帰させるとともに、同人に対し昭和54年5月2日から原職復帰に至るまでの間、同人が受けるべきであった賃金相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人らは、申立人A 1に対する昭和54年5月1日のメーデー参加の特別休暇の不承認扱いを取り消して、同人に対し同日の賃金相当額を支払わなければならない。
- 3 被申立人らは、昭和54年4月5日、申立人らが申し入れたA 2の配置転換先の労働条件に係る団体交渉に速やかに誠意をもって応じなければならない。
- 4 被申立人らは、申立人組合の支部役員が組合活動を嫌悪して、これを配置転換したり、解雇するなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 5 被申立人らは、下記内容の陳謝文を3通作成し、命令書交付の日から5日以内に、各申立人にそれぞれ1通を手交しなければならない。

記

陳 謝 文

郵政弘済会及び郵政弘済会北海道地方本部が、貴組合の組合員A1を北海道地方本部福祉課から札幌郵政会館に配置転換したこと及びこの配置転換に従わなかった同人を懲戒解雇処分に付したことは、北海道地方労働委員会で不当労働行為と認定されました。

ここに深く陳謝し、今後はかかる行為を繰り返さないことを誓います。

昭和 年 月 日（手交の年月日を記入すること。）

郵政弘済会労働組合

中央執行委員長 A3 殿

郵政弘済会労働組合札幌支部

支部長代行 A4 殿

A1 殿

財団法人郵政弘済会

会長 B1

財団法人郵政弘済会北海道地方本部

本部長 B2

6 申立人らのその余の救済申立ては、これを棄却する。

理 由

## 第1 認定した事実

### 1 当事者等

(1) 被申立人財団法人郵政弘済会（以下「弘済会」という。）は、昭和27年4月、「郵政省職員の殉職者遺族、公傷病退職者、その他退職者及びその遺族又は一般の生活困窮者に対し授産その他必要と認める救済施設をするとともに、郵政省職員の生活の向上と郵政事業の利用者に対する便益の増進とに寄与することを目的とする。」として設立されたものであって、肩書地に主たる事務所（以下「弘済会中央本部」という。）を置き、札幌市など全国主要都市11箇所それぞれ地方本部を設け、職員938名を雇用している。

(2) 被申立人財団法人郵政弘済会北海道地方本部（以下「道地方本部」という。）は、弘済

会の事業所であって、職員68名をもって北海道一円の郵政省職員に対する弘済会の事業を行っているもので、その事業の一つとして札幌市において、札幌郵政会館（以下「郵政会館」という。）を経営している。

(3) 申立人郵政弘済会労働組合（以下「組合」という。）は、弘済会に雇用される職員をもって昭和31年10月に結成された労働組合であって、肩書地に住所を有し、結審当時組合員は426名である。

(4) 申立人郵政弘済会労働組合札幌支部（以下「支部」という。）は、道地方本部に勤務する弘済会の職員をもって結成された組合の1支部であり、結審当時組合員は24名である。

(5) 申立人A1（以下「A1」という。）は、昭和48年9月1日弘済会に採用され、道地方本部の第1業務課（結審時の需品課）、総務課及び福祉課に勤務した後、同54年4月1日郵政会館勤務を命ぜられ、同年6月5日懲戒解雇されている。

## 2 本件発生までの組合活動について

(1) 支部は、昭和51年度までは、組合の中央本部の指令に基づいて、いわゆるスケジュール闘争を行うのみであって、それほど活発な活動をしていなかった。

(2) ところが、昭和52年度に至り、弘済会の行っている褒賞金の支給や年度末に道地方本部が実施しようとする職員に対する賃金希望調査について、支部組合員のなかからこれらの支給や調査に強い反対の意見が出されたため、支部は、これまでの方針を改め、支部独自の要求を掲げ、また、支部独自の闘争体制を組んで、道地方本部に厳しく対決していくようになった。

## 3 褒賞金の支給に対する反対闘争について

(1) 弘済会中央本部は、これまで収支が黒字になった地方本部や課ごとに褒賞金を支給してきた。

これに対し、組合は、この褒賞金の支給を認めると、収支を黒字にするために人員の削減が行われるなどの合理化につながる虞れがあるとの理由で、従来から反対の方針を持っていた。

(2) 昭和52年度末になって、道地方本部の需品課及び郵政会館が黒字となったため、弘済

会中央本部は、課別褒賞金を両課（館）の職員に支給することを決定した。しかし、支部がこの支給に強く反対したため、弘済会中央本部は、これを中止せざるを得ないこととなった。これは各地方本部においても前例のないことであった。

#### 4 賃金希望調査の実施に対する反対闘争について

昭和53年3月、道地方本部は、職員に対し、賃金についての希望調査を実施しようとした。支部は、この賃金希望調査に強く反対したが、道地方本部は、この調査を強行した。これに対して、支部は、組合員に調査調書を白紙で提出させることで対処した。

#### 5 昭和53年における春闘について

昭和53年5月10日、組合は、春闘要求項目として、臨時職員の本採用や災害保険に係る勸奨業務の他課職員の応援の中止などを掲げ、その実現を弘済会に要求した。

##### (1) 臨時職員の本採用要求闘争と4人委員会の設置

支部は、道地方本部に勤務する10名の臨時職員を本採用とするよう道地方本部に要求した。その結果、昭和53年10月1日に至り、C1とC2が郵政会館の調理職と現業職にそれぞれ本採用となった。

そこで、支部は、兩名に組合加入を求めたが、兩名は、上司のB3郵政会館長（以下「B3館長」という。）から、組合はオープン・ショップであって、その加入は本人の自由であるとの見解を聞き、組合へ加入しなかった。

この点をめぐって、支部は、労働協約第4条に、「職員は、原則として組合員でなければならない。」とあるが、これはユニオン・ショップを規定したものであると主張し、これに対して、道地方本部は、同条はオープン・ショップを規定したものであると主張したため、事態は労使間の紛争にまで発展した。

この事態を打開するため、同年12月、組合からは中央本部の三役が、弘済会中央本部からは職員課長が来札し、交渉した結果、同条の解釈については、中央段階の労使交渉に委ねることで合意に達した。

この紛争に関連して、これまでの労使間の交渉方法では、意思の疎通が十分に図られないとの反省に立って、新たに、支部の支部長と書記長、道地方本部の次長と総務課長

を構成員とする4人委員会が設置された。

## (2) 勸奨業務の他課応援の反対闘争とその経過

弘済会では、郵政省職員の相互扶助制度として、災害保険事業を行っているが、これは特別会計とされ、加入口数と災害事故発生率によって掛金を徴収している。この実施にあたり、弘済会中央本部は、総加入口数を推算して、当該年度の支払準備金を定め、各地方本部ごとに目標加入口数を割り当て、その割当口数を基準として、各地方本部に委託料が支払われている。

この保険の加入勸奨業務は、各地方本部とも福祉課の主管であるが、福祉課の職員が少ないため、目標加入口数を達成するには、他課から職員の応援をあおいで、この勸奨業務を実施しなければならない実情にあった。

これに対し、組合では、このような他課に対する応援体制を組んで勸奨業務を実施することは、各課間の適正な人員配置をくずすことになり、職務の執行に支障を生じるなどの理由から反対していた。

道地方本部においても、毎年度11月と2月に他課からの応援をあおいで勸奨業務を実施していたが、支部は、組合の上記の方針に基づき、その実施に反対していた。

特に、昭和53年11月の他課の応援による勸奨業務は、支部の強い反対にあい、また、前記5、(1)の組合加入をめぐる問題もあって、道地方本部はその実施を中止せざるを得なかった。

## (3) 春闘時における労使紛争の経過

### ア 腕章及びワッペンの着用禁止と支部の対応

支部は、春闘中、組合員に腕章やワッペンを着用させていた。

ところで、道地方本部は、その事務室として郵政省北海道郵政局（以下「郵政局」という。）の地下1階の一部を借用していた。当時、道地方本部は、郵政局から、弘済会の組合員らが、郵政局内に入り出す際に、腕章やワッペンを着用しているのは好ましくないとの申し入れがあったとして、支部に対し、郵政局内では腕章やワッペンを着用しないように要求し、また、各課長を通してこのことを課員に伝達した。

支部は、これに反対し、従来どおり、腕章やワッペンを着用を認めるよう道地方本部に抗議したが、この問題は、明確な解決をみないまま終結した。

#### イ 事務室等の使用禁止の申入れと組合の対応

道地方本部は、春闘中の昭和53年5月25日、文書をもって、支部に、①勤務時間中の組合活動の一切の禁止及びこれに違反した場合の厳正な処置の実施、②組合活動に係る文書などを作成するための器具備品等の使用禁止、③組合活動に関する集会などのための事務室使用の不許可を通告した。

これに対して、支部は、これまで道地方本部が、これらの器具備品等や事務室の使用を原則として許可していたので、この通告に強く反発し、これを撤回するよう道地方本部に抗議した。

この結果、同年6月29日、道地方本部は、一部に行き過ぎがあったことを認め、支部は、従来どおり器具備品等や事務室の使用ができるようになった。

### 6 A1の組合活動などについて

(1) A1は、昭和48年9月1日、弘済会に道地方本部第1業務課（結審時の需品課）の現業職（試用職員）として採用され、同年9月10日、事務職として総務課勤務となり、同52年7月、福祉課勤務となったもので、採用時から一貫して一般事務に従事してきた。

(2) A1は、弘済会に採用される以前、北海道紋別郡の滝上郵便局に8年間勤務し、全通信労働組合の組合員として組合活動を行い、また、執行委員なども務めた。

A1は、弘済会に採用と同時に組合に加入し、上記の経験から、組合集会で積極的に発言するなど、目立った組合活動を行っていた。

(3) A1は、昭和51年11月、支部の執行委員に選出され、調査研究部長となった。

当時、職員の年次有給休暇の申請には、理由の記載が必要であるとされていたため、組合員が、年次有給休暇をとることは、事実上困難であった。そこで、A1は、この申請には理由を記載する必要はないと組合員を指導し、また、道地方本部とこれについての交渉をし、理由の記載は不要であると認めさせた。

また、女子職員の生理休暇についても、当時、ほとんどの女子職員は、生理休暇をと

っていなかったが、A 1 は、生理休暇の意義を女子職員に理解させるため、講師を招いて学習会を開くなどして啓蒙活動を行い、女子職員が生理休暇を容易にとれるようにした。

- (4) A 1 は、昭和53年2月、支部の執行委員に再選され、総務部長となった。A 1 は、総務部長として、書記長を補佐し、文書の收受、管理及び配布を行い、また、財政担当として、チェック・オフされた組合費を道地方本部から受領し、これを管理するとともに、支部の出納業務を行っていた。

更に、A 1 は、組合情報の迅速な伝達と組合員の意思疎通を図るため、職場委員速報を発行することを執行委員会で決定させ、毎月4・5回、専らひとりで原稿を作成し、これを複写して、自ら職場委員に配布していた。

- (5) A 1 が総務部長になった当時、支部と道地方本部との団体交渉は、年2・3回しか行われていなかったが、団体交渉に代るものとして、窓口交渉が行われていた。

窓口交渉には、支部側委員として書記長と総務部長、道地方本部側委員として総務課長と需品課長が出席し、平均して月2回ほど行われていた。

A 1 は、支部側委員として、窓口交渉において、前記、3の褒賞金の支給反対闘争、4の賃金希望調査の実施反対闘争、5、(1)の臨時職員の本採用要求闘争、5、(2)の勸奨業務の他課応援の反対闘争、5、(3)の腕章、ワッペンを着用禁止問題及び事務室などの使用禁止問題などにつき、積極的に発言し、A 5 書記長とともに道地方本部をしばしば厳しく追及するなどして、活発な活動をしていた。

- (6) 道地方本部主催の昭和53年度の職員研修会が昭和54年2月5日から3日間にわたって開催され、その席上、B 4 地方本部次長（以下「B 4 次長」という。）が、地方本部の現状と今後の見通しについて話をした際、「弘済会中央本部理事会は、昭和53年度に5年間連続赤字となった弘済会東北地方本部に対し、10名の人員削減の合理化案を提示してきた。道地方本部においても、昭和51年度以外は赤字になっている。このまま赤字が続くと、弘済会中央本部は人員削減の合理化案を提示してくるかもしれない。」と発言した。

これに対して、職員研修会に出席していたA 1 は、「弘済会は、赤字になると全部労働

者にしわ寄せして人員を削減しようとする。そうするのではなく、本部長や次長の給料は高過るのだから、本部長や次長の給料を減額したらどうか。」と発言した。

これについて、B 4 次長は、「各地方本部の本部長、次長の給料は、弘済会の評議員会で決定されるもので、私の権限外のことであり、私個人を攻撃しても問題の解決にはならない。そのような捻くれた考え方をしないで弘済会職員として建設的な意見を出すべきだ。」と答えた。

## 7 A 2 の組合活動などについて

(1) A 2 (以下「A 2」という。)は、昭和37年11月弘済会に採用され、道地方本部勤務となったが、同46年7月弘済会中央本部に転勤となり、同年11月主任となった。

A 2 は、道地方本部から弘済会中央本部に転勤の際、弘済会から、東京での勤務は3年間くらいと言われていたもので、同49年に至り、再び道地方本部への転勤を強く主張した。

当時、A 2 はすでに主任になっており、道地方本部では6課6主任の総枠があつて、6主任のポストはすべて充足されていたので、A 2 が道地方本部に戻る余地はなかった。

そこで、弘済会は、A 2 の要求に対して、暫定的に札幌市の南30条団地売店勤務を提案し、A 2 はやむなくこれに同意し、弘済会中央本部の枠の主任の資格で、同49年10月道地方本部に転勤となった。

A 2 は、上記売店において、同51年1月まで販売業務に従事し、その後、会計課を経て、同52年7月施設課に移り、旅行のあっせんなどの業務に従事していた。

(2) A 2 は、昭和38年4月組合に加入し、その後、同41年2月から同46年6月まで支部の執行委員、書記長及び支部長を歴任し、また、弘済会中央本部に勤務となった後、同46年11月から組合の中央本部の執行委員、書記長及び委員長を務め、再び道地方本部に勤務となった同51年11月から支部の支部長に就任していた。

(3) 昭和54年2月に、支部と道地方本部が企画した道地方本部職員のレクリエーション実施をめぐり、道地方本部勤務の職員と勤務日の異なる郵政会館勤務の職員との間で日程の調整がつかず、そのことが支部内紛争にまで発展し、同年3月には、郵政会館に勤務



する組合員全員が支部執行部の方針を批判し、組合を脱退する旨、支部に通告する事態が生じた。

A 2 は、自らの指導能力の限界を感じ、これらの諸問題に対処するためには、新たな執行体制が必要であると考え、同年 3 月 20 日、他の執行委員らの反対を押し切って支部長を辞任した。

## 8 道地方本部における昭和54年 4 月 1 日付けの人事異動について

- (1) 道地方本部は、昭和54年 4 月 1 日付けをもって職員の人事異動を行うことにし、同年 3 月 30 日午後 1 時から、課（館）長会議を開き、席上、B 5 道地方本部長（以下「B 5 本部長」という。）は、異動になる職員名を各課（館）長に示し、翌 31 日午前 11 時に各職員に内示するよう指示した。

道地方本部は、この異動について、同月 31 日前には、その異動対象者及び支部に対して何らの連絡もしなかった。

- (2) A 1 は、昭和54年 3 月 31 日福祉課長から、同年 4 月 1 日付けをもって、郵政会館に配置転換になる旨の内示を受けた。

A 1 は、福祉課長に配置転換の理由を尋ねたが、同課長は、理由はわからないと答えた。

A 1 は、同年 4 月 2 日辞令書の交付を受けたが、その辞令書には、「職名」は「事務員」、「異動内容」は「札幌郵政会館勤務を命ずる。」と記載されていた。

- (3) 弘済会では、道地方本部の主任以下の職員の人事異動の際の新たな勤務先の実際の担等業務は、そこの課（館）長が具体的に命じることになっている。

それで、A 1 は、昭和54年 4 月 3 日午後 4 時過ぎ、B 3 館長と札幌市中央区にある喫茶店で会い、B 3 館長に郵政会館での担当業務内容について尋ねた。

B 3 館長は A 1 に対し、「まず、3 箇月間は早番をやってもらう。勤務時間は午前 9 時から午後 6 時までで、業務内容は主に掃除と洗たくである。それが終わったら 3 箇月間遅番をやってもらう。勤務時間は午後 1 時 30 分から午後 9 時 30 分までで業務内容は主に配膳である。その後、皆と一緒に早番、遅番を繰り返してもらう。これができたら受付事

務にまわってもらかもしれない。」(以下「B3発言」という。)と答えた。

A1は、このとき初めて自分が事務職であるのに、現業職の仕事にまわされたことを知り、このことを支部執行委員会に報告し、この配置転換は不当であるから対処してくれるように依頼した。

- (4) 郵政会館は、道地方本部から約800メートルほど離れた札幌市中央区にあり、郵政省職員とその家族の宿泊、会食及び婚礼などの利用に供するための福利厚生施設である。

郵政会館には、郵政会館長のほか、事務職、調理職、現業職及び臨時職員がいる。

郵政会館の事務職員は、これまで、いずれも郵政会館の現業職から昇格しており、A1のように長年道地方本部の事務職であった者が郵政会館に配置転換になったことはなかった。また、弘済会の他の地方本部でも、通常このような配置転換は行われていない。

郵政会館の職員は、その業務の性質上、勤務日及び勤務時間が道地方本部とは異なり、日曜日交替で出勤し、勤務時間も早番と遅番の交替制をとっている。また、受付事務に従事している職員も、従来は手すきの時間には配膳や掃除などを手伝っていた。

- (5) A2は、昭和54年3月31日、施設課長から札幌中央郵便局売店(以下「中央売店」という。)に同年4月1日付けで担務替になる旨の内示を受けたが、担務替の理由については何ら言われなかった。

A2は、同年4月16日から中央売店に勤務した。中央売店は、他の地方本部の売店と比べて規模が大きい方である。

中央売店には、A2を含め3名の職員が配置されており、販売はA2以外の他の2名が行い、A2は、この売店の責任者として、他の職員の指導及び商品管理等を行っている。

## 9 人事異動後の情勢と労使交渉について

- (1) 支部は、今回の人事異動について、道地方本部から事前に連絡がなかったが、昭和54年4月2日に組合員らの人事異動の事実を知り、また、翌3日にA1からの訴えもあって、今回の人事異動には不当労働行為の意図があるとして、同月5日、道地方本部に窓口交渉の開催を要求した。

同日行われた窓口交渉で、支部は、今回の人事異動について、①事前に連絡がなく、これは、従来の慣行を無視したものであること、②労働条件が大幅に変更になる者もあり、しかも、その根拠が不明であることなどから反対の意思を表明し、道地方本部に団体交渉を要求した。

これに対して、道地方本部は、人事異動は使用者の専権に属するもので団体交渉事項には当たらないとして支部の団体交渉の要求を拒否した。

(2) 昭和54年4月9日、支部は、道地方本部に対し、4人委員会の開催を申し入れた。

4人委員会は、同日午後2時30分から、支部側委員としてはA4支部長代行とA5書記長、道地方本部側委員としてはB4次長とB6総務課長が出席して行われた。

席上、B4次長は、「A1は、以前と同じく事務職で受付をやってもらう。勤務時間は、平日は午前8時30分から午後5時15分までである。土曜日は午前8時30分から午後1時までである。日曜日は勤務をさせない。郵政会館勤務になった後も道地方本部で窓口交渉があるときは勤務を免除する。」(以下「B4発言」という。)と発言した。

これに対して、支部は、このB4発言は同年4月3日のB3発言と内容の食い違いをみせており、これをにわかに信じる状況にはないと受けとめて、早急に団体交渉で決めるべき事項と考えた。

また、この4人委員会は、とりあえず道地方本部の見解を聞くために開いたこともあって、支部は、それ以上深くは追求せず、A1の配置転換について、団体交渉で結論ができるまで一時保留にしてほしいと道地方本部に申し入れた。しかし、道地方本部は一度決定した配置転換は変更できないとしてこれを拒否した。

その後、A1の配置転換に係る団体交渉は、支部の申し入れにもかかわらず一度も開かれていない。

(3) A1は、昭和54年4月7日まで事務引継ぎのため、福祉課に出勤し、同月9日から同月11日まで年次有給休暇をとり、更に、同月12日から同月27日まで慢性胃炎のため病気休暇をとった。

この間、組合は、中央執行委員会において、A1の配置転換先の業務内容が、B3発

言とB4発言とで異なり定かでないことと、A1が一度郵政会館に勤務してしまうと原職への復帰が困難となることを理由にA1を福祉課にとどめることを決定し、A1に福祉課に出勤するよう指令した。

そこで、A1は、この組合指令に基づき、同年4月28日から年次有給休暇の申請をした以外の日（5月1日は、メーデー参加のための特別休暇）は、福祉課に出勤し、折りたたみ椅子にすわって勤務態勢についていた。

これに対して、道地方本部では総務課長や福祉課長が、A1に対し、早急に郵政会館に勤務するよう命令し、命令に従わない場合は賃金カットするとともに相応の処分を行う旨警告し、また、A1が行った年次有給休暇の申請が上司である郵政会館長に提出して行われていないことを理由に、いずれもこれを承認せず、欠勤扱いとし、また、同年5月1日のメーデー参加のための特別休暇については、道地方本部は一度これを承認したものの、その後これを取り消し、同日の賃金をカットした。

なお、道地方本部は、A1の同年4月の賃金を支払ってはいるが、同年5月2日以降の賃金を支払っていない。

その後、同年6月5日に至り、弘済会は、A1が郵政会館に配置転換を命ぜられたにもかかわらず、長期にわたって郵政会館に就労しないことを理由に、A1を懲戒解雇の処分に付した。

## 第2 判断

### 1 当事者の主張

申立人らは、被申立人が、①A1とA2に配置転換を命じたこと、②A1がこれに応じなかったことを理由に懲戒解雇の処分を行ったこと、③メーデー特別休暇を不承認としたこと、④上記配置転換に係る団体交渉を拒否したこと、⑤文書作成のための器具備品等及び事務室の使用を拒否したこと、⑥支部役員人事につき意見を述べたことなどは、申立人らに不利益な取扱いを行い、正当な理由がなくして団体交渉を拒み、組合の運営に支配介入するものであって、解雇の取消し、配置転換の撤回、原職への復帰、賃金相当額の遡及支払い、メーデー特別休暇の不承認の撤回とこれの賃金相当額の支払い、団体交渉の応諾、

支配介入の禁止並びに陳謝文の掲示及び新聞掲載などを求める。

これに対し、被申立人らは、①A 1の配置転換及びA 2の担務替は正当なものであること、②A 1を解雇したのは、A 1が正当な理由もなく、長期にわたり無断欠勤したためであって、組合活動を理由としたものでないこと、③メーデー特別休暇は、道地方本部の事務室勤務者のみに与えられたものであり、郵政会館勤務となったA 1は、これに該当しないこと、④配置転換に係る事項は管理運営事項に属するものであり団体交渉になじまないこと、⑤事務室の使用等の問題についてはこれを認めていること、⑥支部役員人事に意見を述べたことはないことなどを主張し、申立棄却の命令を求めるので、以下判断する。

## 2 A 1の組合活動と配置転換について

(1) A 1は、第1、8、(2)で認定のとおり昭和54年4月1日付けをもって福祉課から郵政会館に配置転換になっている。

この点につき、申立人らは、A 1の組合活動を嫌悪してなされた不利益取扱いであると主張し、被申立人らはこれを否認するので、以下判断する。

A 1は、弘済会に採用となって以来、試用職員の期間を除いては事務職であり、本件配置転換時にも事務職であったことは、第1、6、(1)で認定したとおりである。

また、A 1が受けた辞令書の職名欄には、「事務員」と記載されていたことは、第1、8、(2)で認定したとおりであり、具体的な担当業務は、配置転換先の課（館）長が命じる取扱いであったことも第1、8、(3)で認定したとおりである。したがって、同年4月3日のB 3発言が、将来郵政会館で行うA 1の具体的な業務内容であると判断するのが相当である。それによると、A 1の行うべき業務は、少なくとも6箇月間は掃除、洗たく及び配膳などであり、これは、弘済会の職種分類ではいわゆる現業職に相当するものであり、勤務時間も早番と遅番があり、これも現業職の勤務時間体制であると言わざるを得ない。

そして、その後に行う受付事務も、単にそれに就く可能性が示されたにすぎず、これらの示された事実を総合判断すると、A 1が郵政会館で就くべき業務として道地方本部が予定していたものは、辞令書の「事務員」にかかわらず、実は現業職であったとみざ

るを得ない。

この点について、B 3 館長は、第 1、8、(3)で認定した B 3 発言はしていないと否認するが、被申立人側証人である B 4 次長が、B 3 館長からこの B 3 発言を聞き、B 3 館長に対し、「お前は、A 1 に早番、遅番をやらせるのか。」と叱責したと証言していること、また、同じく被申立人側証人である B 5 本部長が、その際、同席していて、「B 3 君、それはだめだよ。」と発言したと証言していることからみて、この B 3 館長の否認はにわかには措信しがたいものと言わなければならない。

また、この点について、第 1、9、(2)で認定した B 4 発言があり、この B 4 発言は、B 3 発言と著しい食い違いをみせているが、被申立人らは、B 4 発言こそ道地方本部の真意であったと主張する。

しかしながら、同年 4 月 3 日の B 3 発言より、同月 9 日の B 4 発言の内容が A 1 に有利になったのは、支部が A 1 の訴えにより、同月 5 日に A 1 の人事異動について道地方本部に窓口交渉を申し入れたことから、道地方本部としては、A 1 の人事異動が不利益扱いだと追及されることを恐れてなされたものとみるのが相当である。

そうであるとするならば、道地方本部の意図は、初めから事務職である A 1 を、実質的には現業職に変更する点にあったと判断せざるを得ない。また、第 1、8、(4)で認定したとおり、従来、道地方本部では、事務職である者が郵政会館に配置転換されたことはなく、まして事務職から現業職になった者は全くなく、現業職についての上記の勤務内容から判断すると、A 1 の配置転換は、不利益なものであったと考えざるをえない。

(2) 次になぜ、このような配置転換がなされたかについて判断する。

A 1 は、第 1、6 で認定したとおり、昭和 48 年 9 月 1 日、弘済会に採用されると同時に組合に加入し、同 51 年 11 月支部の執行委員に選出され、調査研究部長となって以来、年次有給休暇の申請にはその理由の記載を不要とさせ、また、女子職員が生理休暇を容易に取れるようにしたほか、同 53 年 2 月、支部の総務部長になってからは、書記長を補佐し、文書の收受、管理、配付及び財政を担当する一方、新たに職場委員速報を発行するなどの活発な組合活動を続けていた。

更に、支部交渉委員として、褒賞金の支給反対闘争、賃金希望調査の実施反対闘争、勸奨業務の他課応援の反対闘争、腕章、ワッペンを着用闘争及び事務室等の使用禁止問題などで常に厳しく道地方本部を追及するなど積極的な組合活動を行っており、特に、同52年の勸奨業務の遂行に当たっては、A1は、他課応援に強い反対の姿勢を示し、これにより道地方本部の勸奨業務を停滞させたことが認められる。

このような活発な組合活動のため、道地方本部は、A1をしだいに嫌悪するようになっていったことが容易に推認され、このことは、第1、6、(6)認定のとおり、昭和54年2月開催の研修会の席上、A1が、本部長や次長の給料を減額してはどうか、と発言したのに対し、B4次長が、そのような捻くれた考え方をするな、との感情的な答弁を行っていることからもうかがい知れるところである。

そうであれば、前例のない事務職から現業職へのA1の配置転換は、A1の従来からの活発な組合活動を嫌悪してなされたものと判断せざるを得ない。

(3) また、第1、7、(3)で認定したとおり、郵政会館に勤務する組合員は、昭和54年3月に組合脱退を表明していること、更に、組合行事参加の呼びかけにも郵政会館勤務者からは、これまで参加が得られなかったことなど、郵政会館勤務者が、組合の活動に協力的でないことが認められる。ところで、B4発言によれば、A1についてのみ福祉課勤務と同じ勤務を認め、更に、組合活動に支障がないよう勤務免除を行うというが、他の郵政会館勤務者との関係で、このようにA1に対して特別な扱いをすることは、結果的にはA1を郵政会館のなかで孤立させることとなり、道地方本部のこの取扱いは結局、容易に実現できるものとは考えられない。

また、被申立人らは、道地方本部と郵政会館の間の距離が、わずか800メートルほどであり、徒歩にして10分たらずのものであるから、組合活動に支障がないと主張するが、上記判断のとおり、郵政会館勤務者の組合活動に対する非協力的な姿勢、郵政会館勤務の実情と福祉課勤務の実情との比較、更に、職場委員速報の発行に必要な器具备品等の設置の有無などを考えるとA1が、これまでのような組合活動を続けることは極めて困難になってくると考えられる。

(4) 以上のように、A 1 の昭和54年4月1日付けの配置転換は、A 1 の活発な組合活動を嫌悪して行った不利益な扱いであり、かつ、A 1 の組合活動に支障を与える意図のもとになされたものと判断するのが相当である。

### 3 A 1 の懲戒免職について

被申立人らは、A 1 が昭和54年4月1日付けで郵政会館勤務を命ぜられた後、事務の引継ぎを終えて、同月9日から郵政会館の勤務に就くものと考えていたところ、A 1 は、同月9日から11日までの3日間は年次有給休暇を申請し、次いで同月12日から同月27日までは病気休暇を申請し、その後同月28日には、福祉課に補助椅子を持ち出し居座りを続け、同日から6月5日まで郵政会館の勤務に就かず、業務命令に従わなかったので本件解雇をなした、と主張する。

これに対し、申立人らは、本件配置転換は、不当労働行為であるから、配置転換に従わなかったことをもって解雇するのは不当であると主張する。

よって案じるに、上記判断のとおり、本件配置転換が不当労働行為であるから、A 1 の第1、9、(3)で認定の勤務態勢をもって、直ちに無断欠勤であるとし、懲戒処分の対象とすることは、格別問題のない場合ならともかく、本件のような場合には、組合活動に極めて活発なA 1 の上記の点をとらえ、その職場から追放する意図に出たものと認められる。

### 4 A 2 の配置転換について

申立人らは、A 2 が昭和54年4月1日付けで、施設課から中央売店へ担務替を命じられたことをもって、これを、A 2 の長期にわたる活発な組合活動を嫌悪し、他の組合員に対するみせしめの措置であって不当労働行為であると主張する。

これに対し、被申立人らは、A 2 はすでに昭和54年3月にレクリエーション問題で指導力の限界を表明して、支部長を辞任し、その後一切組合の役員になっていないことから、このような立場にある元組合役員に対し不当労働行為をなさなければならない理由はないこと、また、A 2 は、同49年10月に弘済会中央本部から道地方本部の南30条団地売店の主任として転勤したこと、その後、会計課を経て施設課に配置転換され、旅行業務のあっせん及び企画の仕事に従事したが、主任とはいえ、部下はひとりもおらず、仕事の内容も簡



単な旅行計画をたてるという仕事であったこと、これに比べ、中央売店は2名の部下を擁し、責任者として重要な意味を持つことなどからいって、今回の異動は施設課からの担務替えにすぎず、不当労働行為に当たらないと主張する。そこで、この点につき、次のとおり判断する。

A2の本件の配置転換が不当労働行為に当たるというためには、①配置転換によって組合活動に著しく支障が生じるとか、②本件の場合に主張されているように、組合役員退任後の報復的意味あいを持つか否かの点から考えるべきものと判断する。

本件では、①の点は争われておらず、また、その虞れはないものと判断されるので問題は専ら②の点にある。この点についての認定には、単に職種が異なるか否かばかりではなく、その職種の具体的な内容、責任の度合い、統率能力の必要の有無及び勤務条件などを総合的、かつ、客観的に比較し、従前の職から配置転換後の職に移されたことが、本人に不利益な取扱いとなる場合を指すものと解するべきである。

本件では、第1、7で述べたようにA2は主任とはいえ、部下を持たず、その職務の実態は旅行業務のあっせんが主たるものであり、これに対し、配置転換先の中央売店は、他の地方本部の売店と比べても規模の大きいものであって、販売業務は、A2以外の2名の職員が行い、A2は、その責任者として伝票の整理、集計表の作成、職員の指導、商品の管理及び仕入れ等を行う立場にあるなどの事実が明らかである。しかも、A2は、従前南30条売店勤務の経歴を有しており、これらの点を全体として比較考慮してみると、この配置転換をもって、直ちに不利益な取扱いと断じることが困難である。

なるほど、従前の職には、本人の企画能力が要求され、現在の職には、これがないとか、たまたま中央売店の前を通りかかったB5本部長が、「先頭に立って販売するのが本当の姿だ。」などの発言があったとか、あるいは、南30条売店勤務は、臨時的なものであったとかの主張がなされているが、この点を考慮してみても前記の判断を覆すには至らないと考える。

#### 5 昭和54年5月1日の賃金カットについて

申立人らは、被申立人らが、A1の昭和54年5月1日のメーデー参加の特別休暇を後日

不承認扱いとし、同日の賃金をカットしたのは不当であるとして、その取消しを求め、被申立人らは、メーデー休暇は本来事務室勤務者に対して認めているだけであって、郵政会館勤務に配置転換されたA 1には与えられていないものであるから、申立人らの請求は理由がないと争っているが、上記判断のとおり、A 1に対する配置転換が不当労働行為である以上、申立人らの主張には理由がある。

#### 6 団体交渉の拒否について

申立人らは、昭和54年4月5日付けで申し入れたA 1及びA 2の配置転換に係る団体交渉に被申立人らは応じよと主張し、これに対し、被申立人らは、労働協約第16条第3項が管理運営に関する事項を団体交渉事項から除外する旨定めており、人事異動はこの管理運営事項に該当するので、団体交渉に応じることはできないと反論する。よって、この点につき判断する。

申立人らは、A 1及びA 2の配置転換に関し、団体交渉を求めているが、A 1については、すでに本件命令によって救済されることになるので、これを認める実益はない。

A 2については、上記で判断したように、配置転換に不当労働行為の意思があったとまで認定するには至らなかったわけであるが、配置転換の問題は、必然的に労働条件に関連するものであるから配置転換先の労働条件に関し、なお団体交渉によって改善を求める余地があり得るから、この点において、団体交渉を命じる実益がある。

なお、被申立人らは、管理運営に関する事項は、団体交渉事項から除外されており、団体交渉の拒否には正当な理由があると主張するが、本件においては、これを採用することはできない。

#### 7 文書作成のための器具備品等及び事務室の使用の拒否並びに役員人事について

申立人らは、被申立人らが、文書作成のための器具備品等及び事務室の使用の拒否並びに役員人事につき、意見を述べるなどして申立人らに対する支配介入をしてはならない旨の救済も同時に求め、これに対し、被申立人らは、申立人らの主張を否認し、申立の棄却を求めるので、以下判断する。

役員人事に関する点は疎明がなく、その余の点については、第1、5、(3)、イで認定の

とおりであり、申立人らに対する支配介入の疑いがない訳ではないが、仮に、支配介入にあたるとしても、上記認定のとおり、支部は、従来どおり、器具備品等及び事務室の使用ができるようになったのであるから、救済の必要が認められない。

以上のとおり、被申立人らが、A 1 を郵政会館に配置転換し、これに従わないことを理由に懲戒解雇の処分に付した行為及びメーデー特別休暇の不承認の行為は、労働組合法第7条第1号及び第3号に、A 2 の人事異動について申立人らが申し入れた団体交渉を拒否した行為は、同条第2号にそれぞれ該当する不当労働行為であると判断する。

なお、申立人らは、本件救済の内容として陳謝文の掲示及び新聞掲載を求めているが、本件の救済としては、陳謝文の手交をもってたりると判断する。

また、申立人らのその余の申立てについては、相当でないと認められるので、これを棄却する。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり、命令する。

昭和55年5月9日

北海道地方労働委員会

会長 二 宮 喜 治